

社会保障・税番号制度への対応について

1. 社会保障・税番号制度について

(1) 社会保障・税番号制度(マイナンバー)とは

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度のこと。

根拠法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(2) 市（自治体）の役割等

下記の三つの役割を担う。

①個人番号の交付主体（住民担当課関連業務）

番号制度そのものを動かす根幹となる業務

- ・ 個人番号の付番、通知カードによる通知
- ・ 個人番号カードの交付 など

②社会保障・税に係るサービス提供者（社会保障担当課、税務担当課関連業務）

社会保障・税のそれぞれの個人番号の利用場面において行われる業務

- ・ 年金である給付の支給
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 障害者自立支援給付の支給
- ・ 生活保護の決定、実施
- ・ 保険料の徴収 など

③源泉徴収義務者としての個人番号利用者（一法人として、職員に対し）

使用者等として個人番号を取り扱う業務

- ・ 給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票への個人番号の付記
- ・ 地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等への個人番号の付記
- ・ 職員が児童手当を申請する際に個人番号を聴取 など

2. 現在までの内容について

○平成 25 年 6 月 7 日	番号法及び番号法整備法の公布を庁内関係課長に通知
○平成 25 年 7 月 17 日	滋賀県臨時市長会議で、制度について内閣官房社会保障改革担当室から説明
○平成 25 年 10 月 10 日	滋賀県が、「社会保障・税番号制度庁内連絡会議設置要綱」を作成
○平成 25 年 12 月 26 日	「番号制度に係る政府予算案」が県より送付

	→ 庁内関係課長に通知
○平成 26 年 1 月 15 日	「社会保障・税番号制度に係る質疑応答集」が県より送付 → 庁内関係課長に通知
○平成 26 年 1 月 15 日	特定個人情報保護委員会の設置（国）
○平成 26 年 1 月 21 日	番号制度導入に係る住民基本台帳システム改修調査について回答
○平成 26 年 2 月 12 日	番号制度にかかる市町担当者会議（県主催） → 総務課情報処理係出席
○平成 26 年 2 月 17 日	中間サーバ・プラットフォームの活用調査について回答
○平成 26 年 3 月 17 日	番号制度システム整備補助金（厚労省分）に係る交付準備調査について回答 → 該当なしとして回答
○平成 26 年 3 月 17 日	番号制度システム整備補助金（総務省分）に係る補助要望額の事前調査について回答 → 日立システムズ積算による

3. 今後の取り組みについて

（1）推進体制の構築

栗東市社会保障・税番号制度連絡会議設置規程（案）により、推進体制を構築し、各所属の役割や責任を明確にし、制度の導入・運用に求められる膨大な事務作業を行う。

（2）予算関係

平成 26 年度の当初予算では、予算化していないことから、必要額を精査の上、9 月議会での補正予算対応を予定。

平成 27 年度分については、平成 27 年度当初予算で予算化。

※新基幹系システムで運用する各種のシステム改修に係る部分については、総務課電算部門が積算するが、独自システム（生保システム・健康管理システム）は、担当課による。

（3）今後のスケジュール（法律等で決っているもの）

平成 27 年 10 月 個人番号通知

平成 28 年 1 月 個人番号利用開始

平成 29 年 1 月 情報提供ネットワークシステム運用開始
マイ・ポータル運用開始

平成 29 年 7 月 自治体との情報連携開始

マイナンバー

社会保障・税番号制度

- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

平成26年2月

内閣官房 社会保障改革担当室

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度導入によるメリット～導入前～

住 民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、**添付書類**を揃える。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における**情報の連携が不足**していること等から、**本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。**

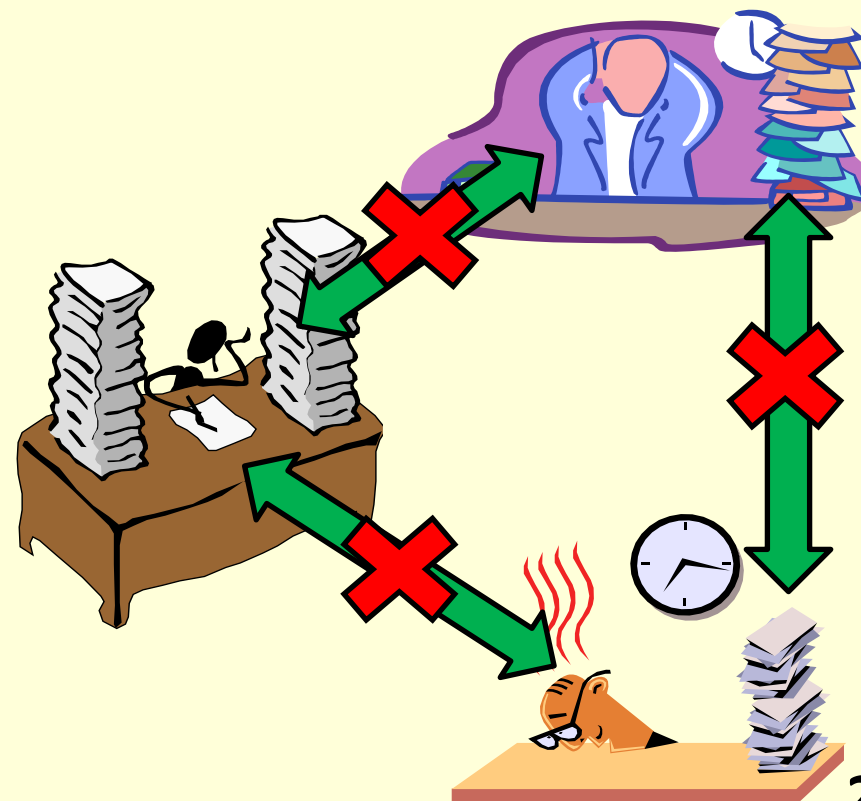
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行 政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



番号制度導入によるメリット～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

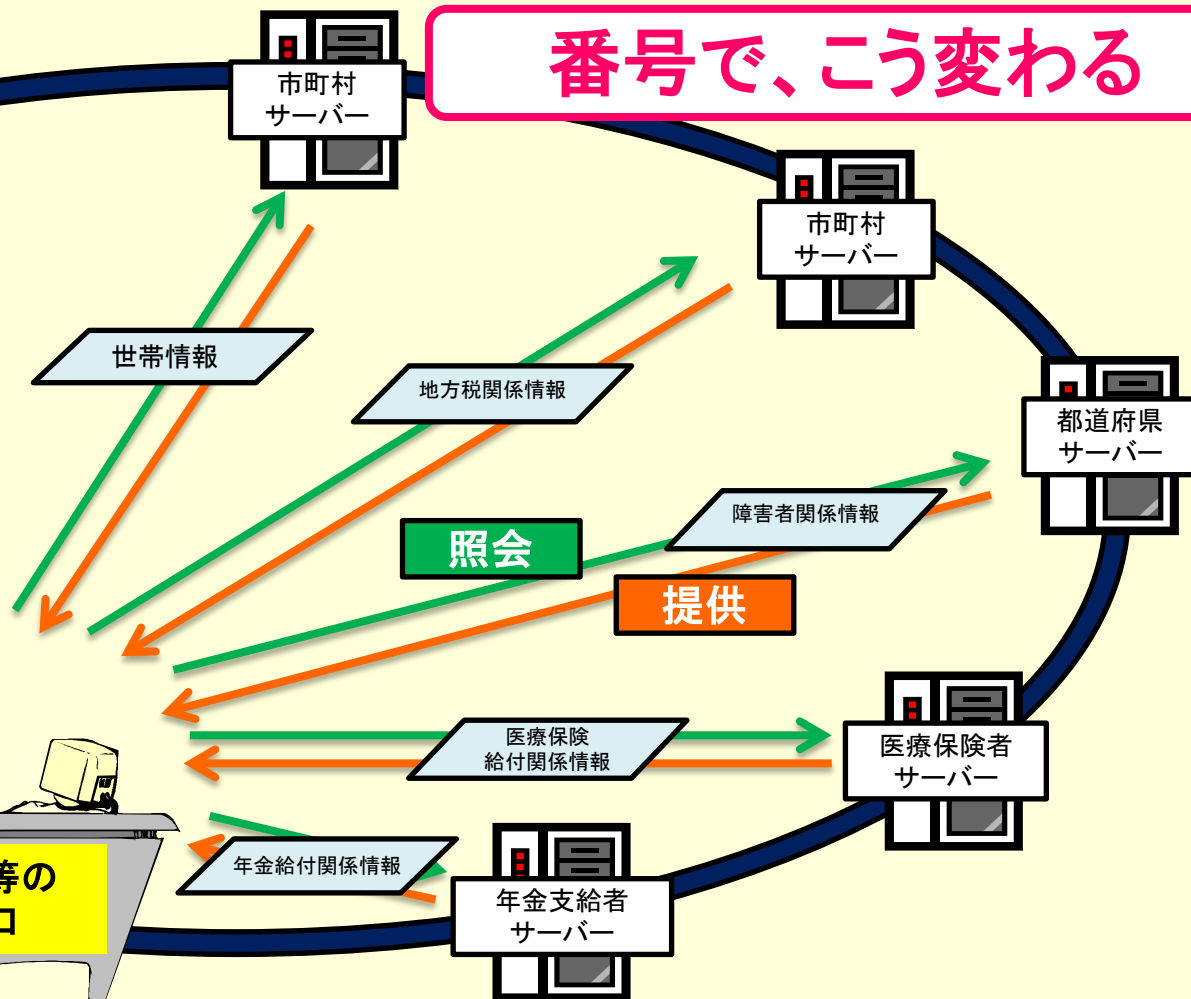
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。



個人番号(マイナンバー)の利用範囲

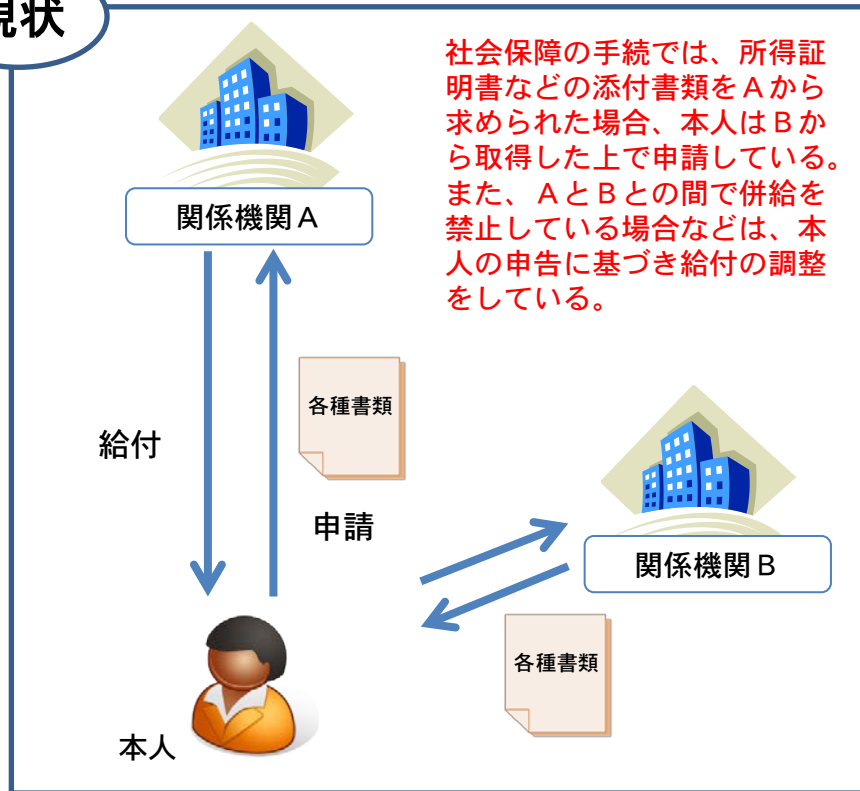
別表第一(第9条関係)

社会保障分野	年金分野	⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野		⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
災害対策分野		⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒ <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>

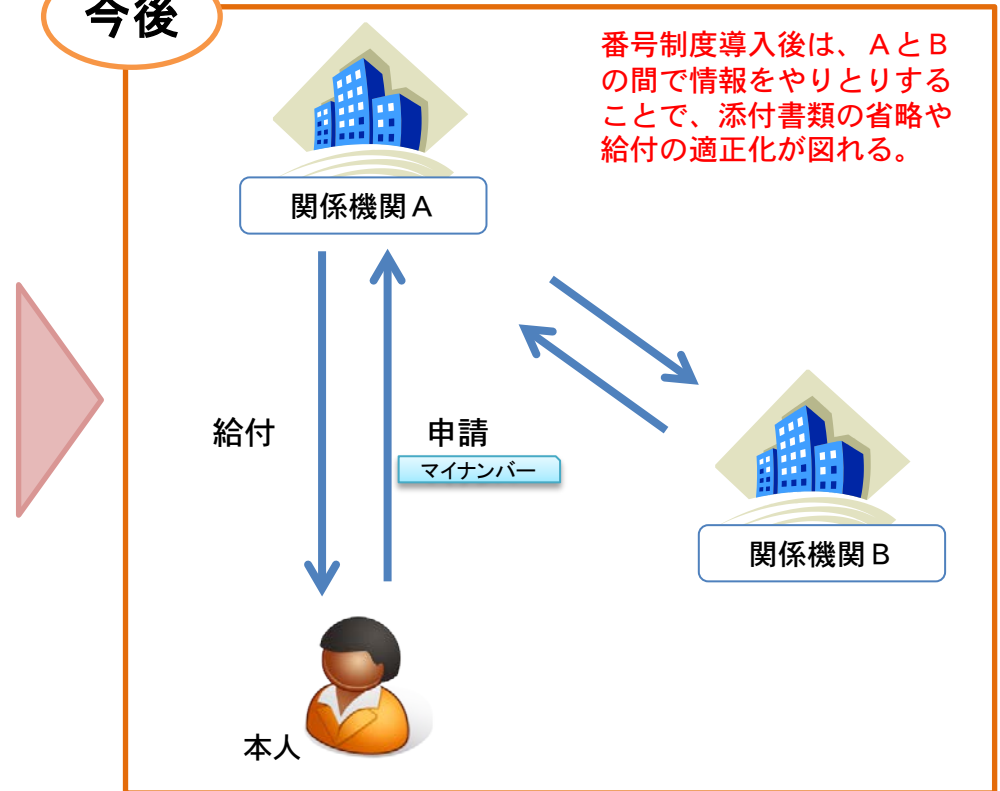
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用。

マイナンバーの利用例(その1)

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

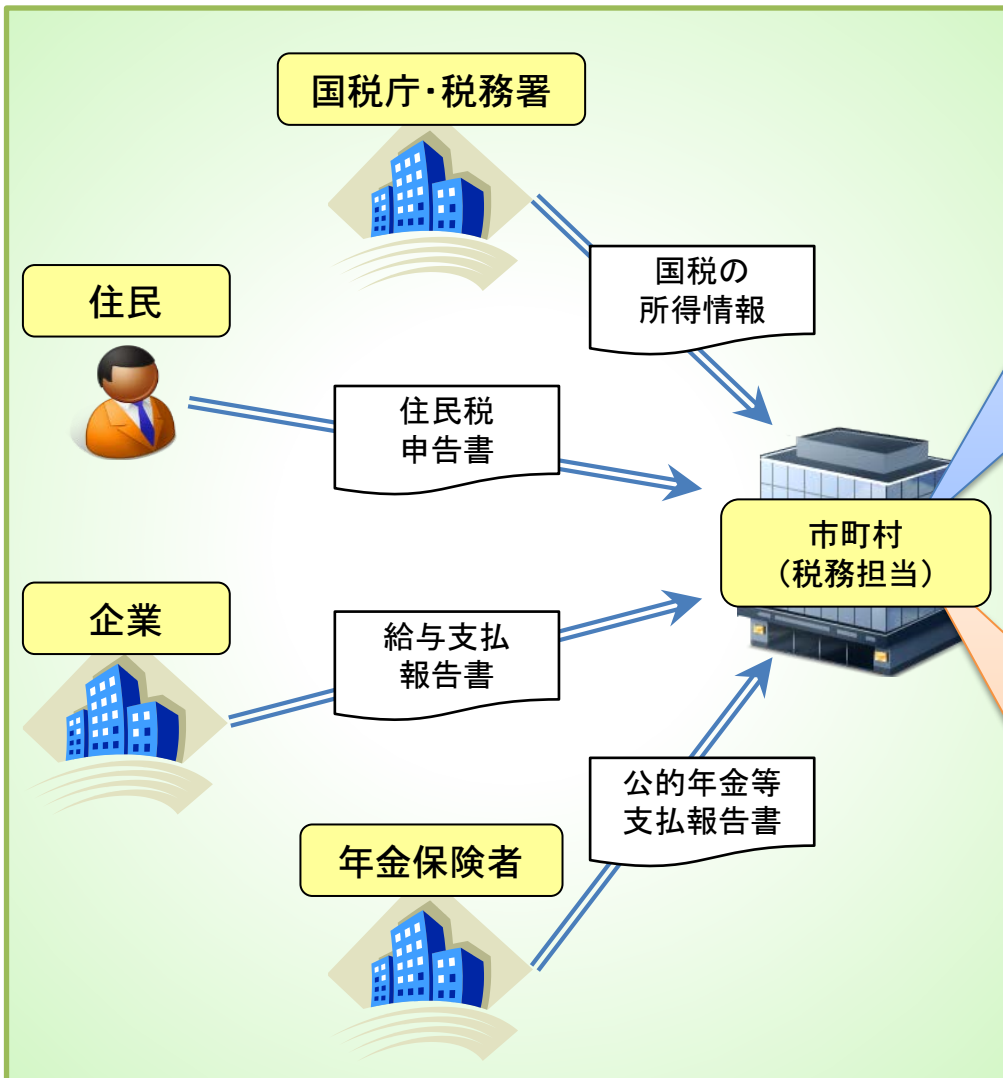
→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

マイナンバーの利用例(その2)

所得情報をより正確かつ効率的に把握できるようになります。



現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所など」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中で引っ越しを行った者がいたり、**同一人であることを識別に手間がかかり**、正確かつ効率的な名寄せが困難。



番号導入

今後

各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」(マイナンバー)をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、**同一人であることを確実に識別することができる**ので、正確かつ効率的な名寄せが可能。



マイナンバーの利用例(その3)

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇
生年月日 〇年〇月△日
性別 男
氏名 番号太郎
住所 △県〇市〇町1-1-1

【通知カード】

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号を通知

個人番号カード交付申請

個人番号
カードの交付

個人番号カード(イメージ)

生年月日 〇年〇月△日 性別 男
氏名 番号太郎
住所 △県〇市〇町1-1-1

(表面)
(裏面)

個人番号 〇〇〇……〇〇〇

【個人番号カード】

- 希望する者に対し、市町村長が交付。
- 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
- カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

高等学校等就学支援金
申請手続きの際に番号
を提示

住民票や保護者
等の課税証明書
の添付を省略可
能。

高校生

年金事務所

住民票、課税
証明書の添付
を省略可能。

厚生年金の裁定
請求の際に番号
を提示

国民健康保険加入
手続きの際に番号
を提示

退職前に加入していた
健康保険の被保険者
資格喪失証明書の添付
を省略可能。

退職

従業員やその扶養家族
の番号を源泉徴収票に
記載し、市役所や税務
署に提出

源泉徴収票
1234 ……

児童手当の現況
届(毎年6月)の
際に番号を提示

年金手帳や健康保険証
の添付を省略可能。

扶養家族の番号を
会社に提示

子育て

学校

奨学金の
申請の際
に番号を
提示

アルバイト先や会社
に番号を提示

国民年金の第3号
被保険者の認定、
健康保険の被扶養者
認定の手続きの際に、
課税証明書の添付を
省略可能。

大学生等

就職

結婚

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)**と関連付けられている新たな「**個人番号**」(マイナンバー)を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- **市町村長は**、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、**12桁**を予定。

変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは**、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

- **国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。（第58条第1項）
※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、**13桁**を予定。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
 - ①国の機関及び地方公共団体、②登記所の登記簿に記録された法人等、③法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人、
 - ④国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人。

変更・通知、 検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
 - 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
 - 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用
- ※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

個人番号カード

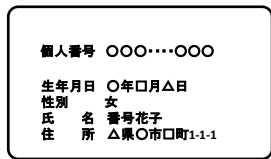
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。（第17条第1項）



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。（第2条第7項）

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。（第16条）
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。（第18条第1号）
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、電子利用者証明の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ **公的個人認証**の署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める**民間事業者を追加**する。
- ⑤ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード、通知カードの交付

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 ○個人番号(マイナンバー)を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載	 ○個人番号(マイナンバー)を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○個人番号(マイナンバー)を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号(マイナンバー)の提供を求められた際に利用可能(マイナンバー法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月

発行

住基カードを発行

(住基カードは発行しない)

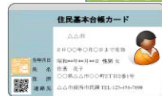
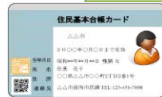
個人番号カードを発行

利用

【住民基本台帳カード取得】

取得から10年間有効

28年1月以降も有効



個人番号カードを取得
時点から廃止

【個人番号カード取得】



有効期間まで有効

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報~~が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではない~~か心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報**は記録されない。



(表面)

(裏面)

個人番号カードの様式(案)

個人番号 ○○○……○○○

安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報が漏えいするのではない？個人情報が悪用されるのではない？

マイナンバーによって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではない？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではない？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報
社会への対応

諸外国の問題点
を踏まえた制度

広報による番号
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を
踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（マイナンバー法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（第16条）
- マイナンバー法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（第54条）
- 罰則の強化（第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（第2条第14項）
- アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（第24条）

等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

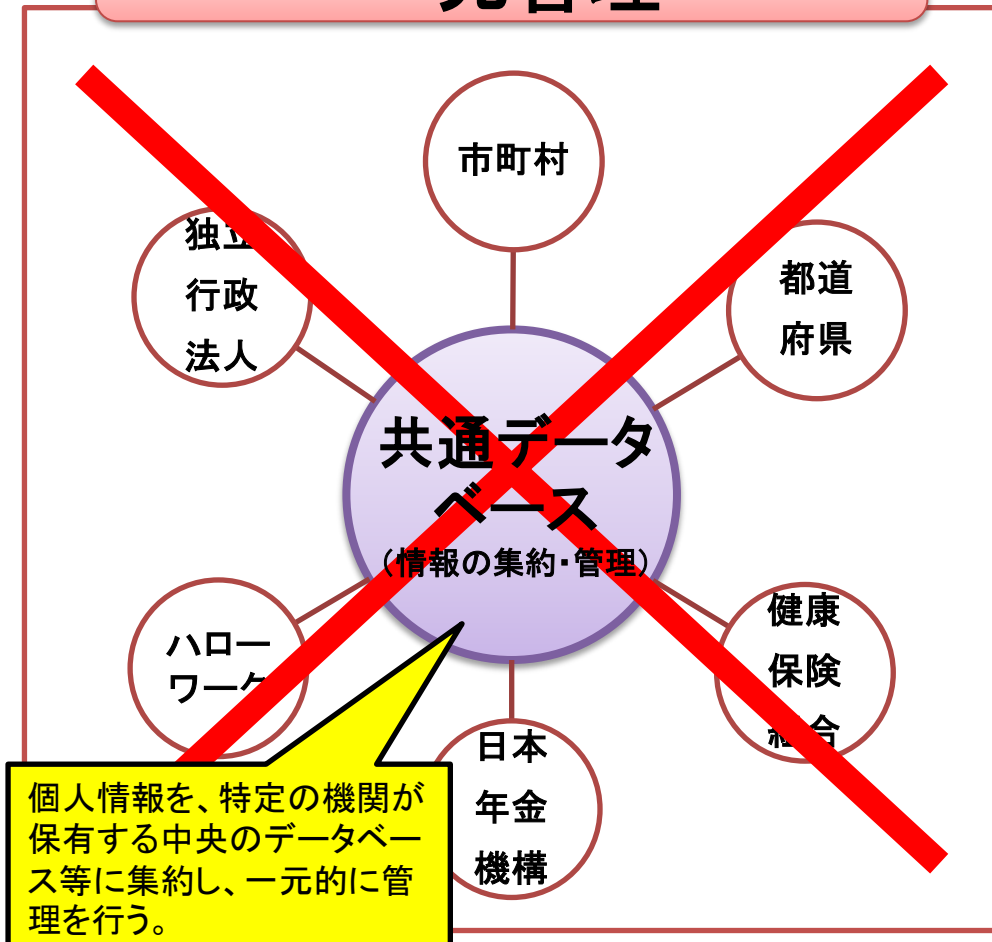
- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

個人情報管理の方法

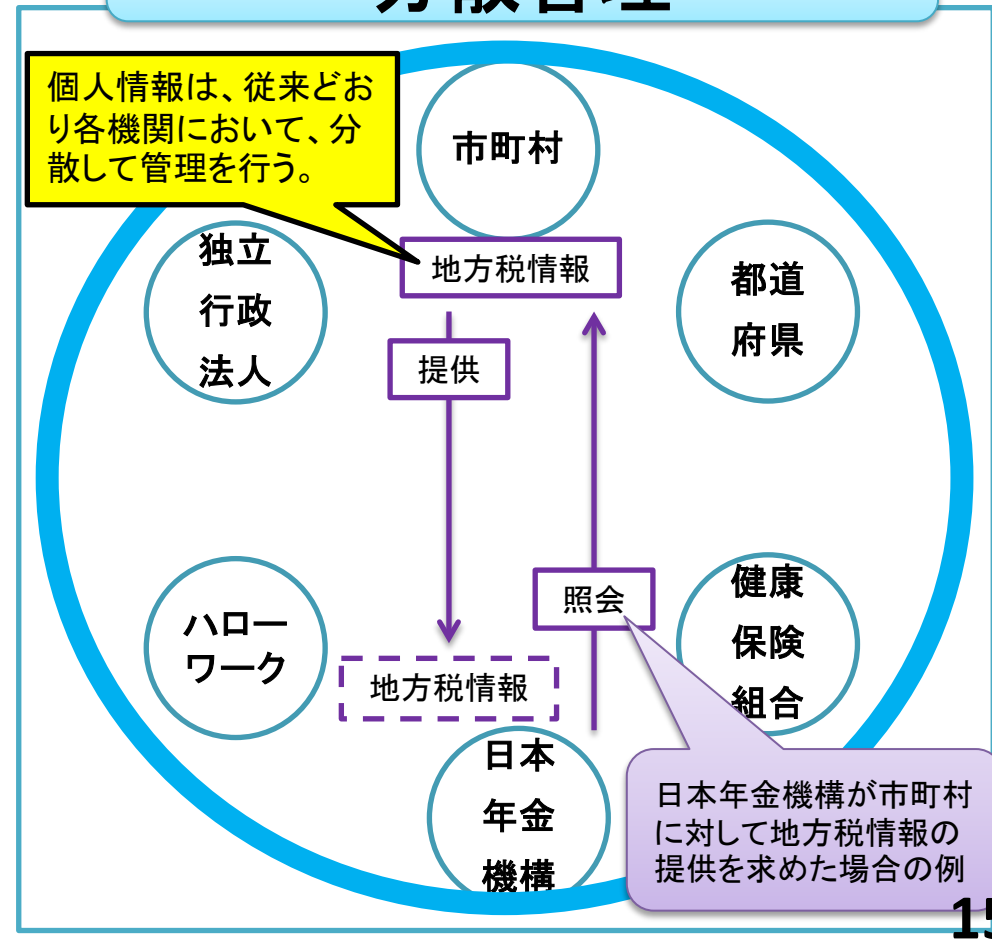
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

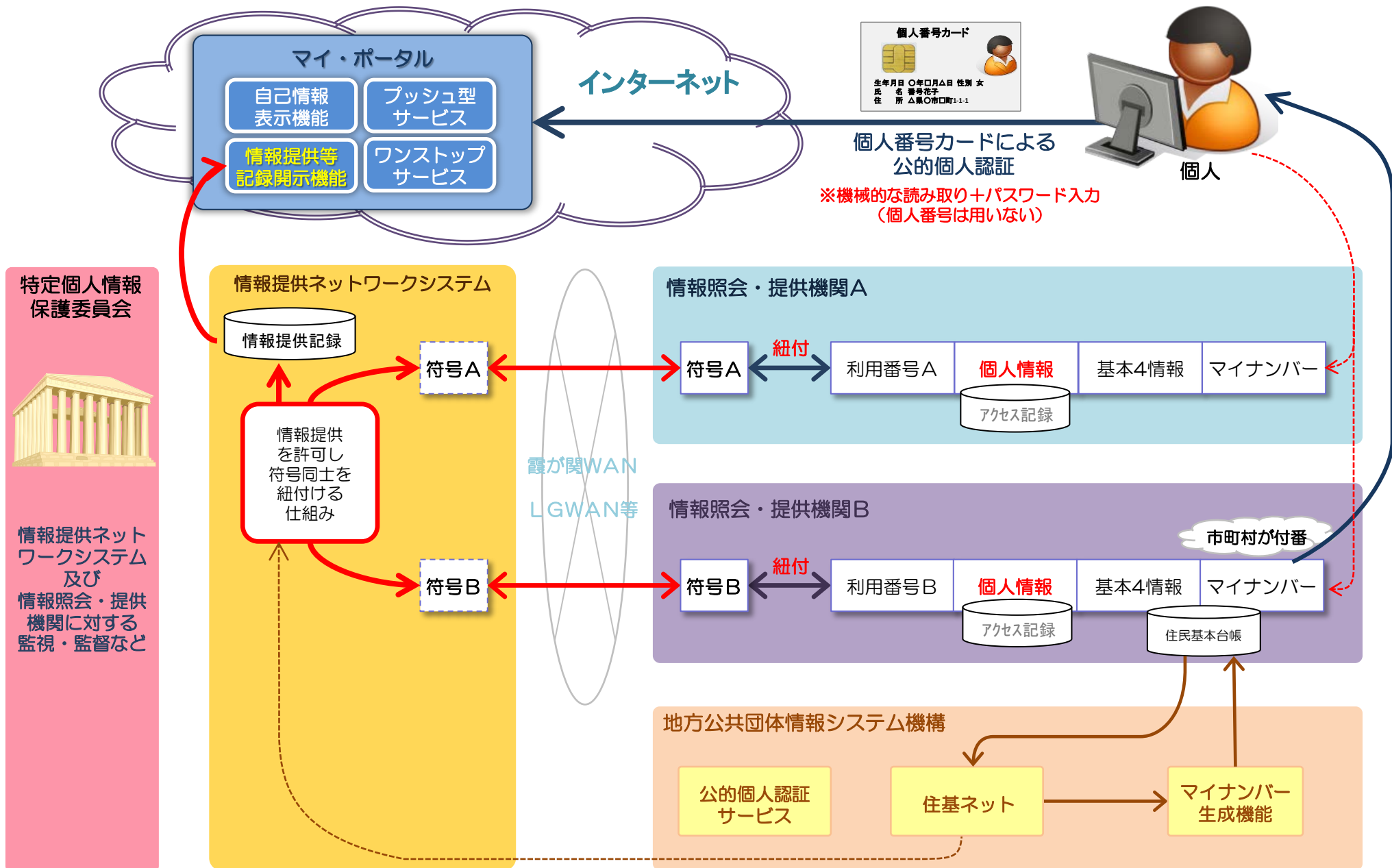
一元管理



分散管理



情報連携のイメージ



- 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を
設置する。(マイナンバー法附則第 6 条第 5 項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能(附則第6条第5項)

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(附則第6条第6項第1号)

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能(附則第6条第6項第3号)

特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)1月1日

任務

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事



主な所掌事務

監視・監督



- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

監視・
監督

特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

指針

評価書

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

広報・
啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあっせん

あっせん

苦情

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理
大臣

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該**特定個人情報ファイル**を保有する前に、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（マイナンバー法第27条第1項）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表する**もの。

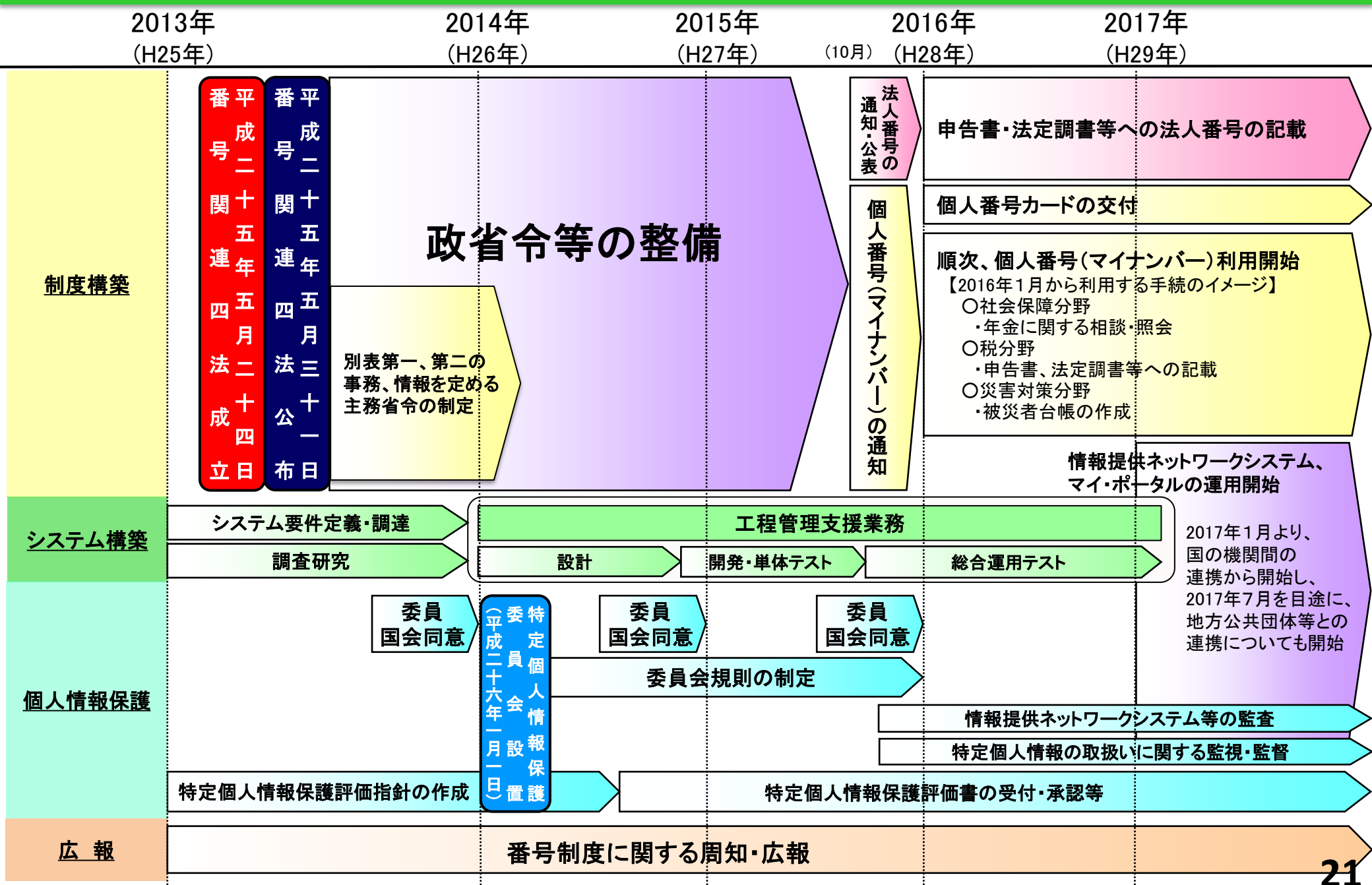
特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム

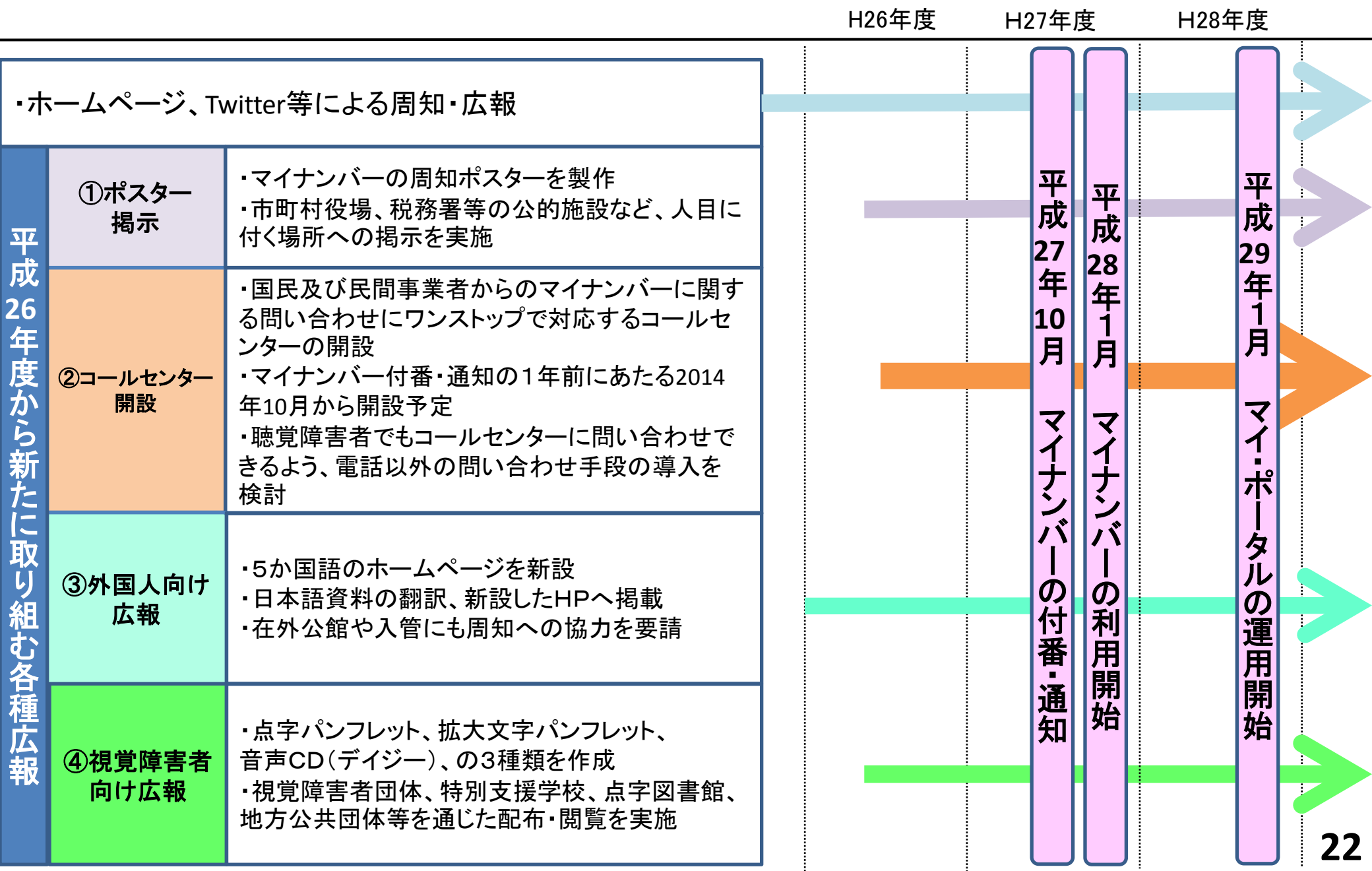
罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



平成26年度に内閣府で実施予定のマイナンバーに関する広報(案)



- マイナンバー法上、民間企業が以下の立場に該当する場合には、それぞれマイナンバー法の関連規定の適用を受けることになる。
- ① 個人番号利用事務実施者としての立場（別表第1の主体に該当する場合）…第9条第1項前段、別表第一
- ② 個人番号関係事務実施者としての立場…第9条第3項前段
- ③ 上記①、②から事務処理の委託を受けた受託者としての立場（再委託された場合の受託者を含む）…第9条第1項後段、第9条第3項後段、第10条第2項
- ④ 激甚災害時等に特別に個人番号を利用することが認められる場合…第9条第4項
- ⑤ 情報照会者としての立場（別表第2の情報照会者に該当する場合）…第19条第7号、別表第二
- ⑥ マイナンバー法において、何人に対しても適用される規定の主体としての立場…第15条、第19条柱書、第20条など

民間企業におけるマイナンバーの利用場面

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

(1) 健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------------------	--

(2) 企業年金の実施主体が実施する事務

七十一 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号(マイナンバー)を記載。

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号(マイナンバー)を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

BUSINESS

有識者など



個人番号
1234

個人番号の提示

原稿執筆依頼
原稿料の支払い

会社

法人番号
9999

源泉徴収票
の作成

厚生年金保険
被保険者資格
取得届の作成

雇用保険
被保険者
資格取得
届の作成

健康保険被保険者
資格取得届の作成

報酬等に係る
支払調書の提出
(個人番号・法人
番号を記載)

支払調書(イメージ)

支払を 受ける者	個人番号	1234
	氏名	〇〇太郎
支払者	法人番号	9999
	名称	株式会社 × ×

税務署・市町村



源泉徴収票の提
出(個人番号・法
人番号を記載)

被保険者資格取
得の届出などの
社会保険関係手
続き(個人番号・
法人番号を記載)

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク



従業員の給与・福利厚生

従業員



個人番号の提示

個人番号
5678

給与の支払い
年金・健康保険・雇用
保険などの保険料の
徴収

被保険者資格取得届(イメージ)

個人番号	被保険者氏名	資格取得 年月日
5678	番号 一郎	25.4.1
9876	× × 花子	25.4.1
法人番号	9999	
名称	株式会社 × ×	

主要諸国の番号制度

								
	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国	シンガポール
制度の名称	納税者番号制度	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度	国民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	13桁(2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	eIDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を満たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務な ど、計26の業務分野 で情報連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制 度、税務など
民間利用	禁止 (税務で必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	本人同意があれば民 間分野番号を生成し て利用可能	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、

全国民へ個別IDを付番したものと、納税者番号制度を記載。

現在の主な番号

行政機関や民間で現在発行されている番号は、組織・制度ごとに別々のものが使われている。

分野	制度／サービス		番号名	発行者
行政	年金		基礎年金番号	厚生労働省
	医療保険	健康保険	健康保険被保険者証記号番号	全国健康保険協会
				健康保険組合
		国民健康保険	国民健康保険被保険者証記号番号	市区町村
				国民健康保険組合
		船員保険	船員保険被保険者証記号番号	全国健康保険協会
		共済組合	共済組合組合員証番号	共済組合
	介護保険		被保険者番号	市区町村
	福祉	児童手当	整理番号	市区町村
		児童扶養手当	整理番号	市区町村
		生活保護	ケース番号	市区町村
		特別障害者手当	整理番号	市区町村
	雇用保険		雇用保険被保険者番号	厚生労働省
	恩給		恩給証書記号番号	総務省
				市区町村
	住民基本台帳		住民票コード	市区町村
	印鑑登録		印鑑登録番号	市区町村
	戸籍		戸籍番号	市区町村
	パスポート		旅券番号	外務省
	自動車運転		運転免許証番号	都道府県公安委員会
	公共サービス	水道	お客様番号	水道局
民間	医療		カルテ番号	医療機関
	民間医療保険		保険証券番号	生命保険会社
	金融サービス		口座番号	銀行、証券会社
			クレジットカード番号	クレジットカード会社
	公共サービス	電力	お客様番号	電力会社
		ガス	お客様番号	ガス会社

現在の主な身分証明書

	氏名	住所	生年月日	性別	顔写真	デザイン	
運転免許証	○ (フリガナなし)	○	○	×	○	○ (基本的に全国统一)	
健康保険証 (全国健康保険協会の場合)	○ (フリガナあり)	×	○	○	×	○ (全国统一)	
パスポート	○ (ローマ字は印字、 漢字等は自署転写)	×	○	○	○	○ (全国统一)	
住民基本台帳カード	○ (フリガナなし)	○	○	○	△ (顔写真が ないものも 選択可能)	×	(自治体ごとに異なる)
社員証・学生証	○ (フリガナの有無は 身分証ごとに異なる)	×			○	×	(身分証ごとに異なる)



手軽に携帯可能で、常時使える（氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が掲載され、デザインが統一されている）身分証明書は意外と存在しない。

法律成立までの経緯

2010年 2 月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年 6 月までに全 6 回開催）。

2010年 6 月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年11月 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。

2011年 1 月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年 4 月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年 6 月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2012年 2 月14日 マイナンバー関連 3 法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、マイナンバー関連 3 法案が廃案。

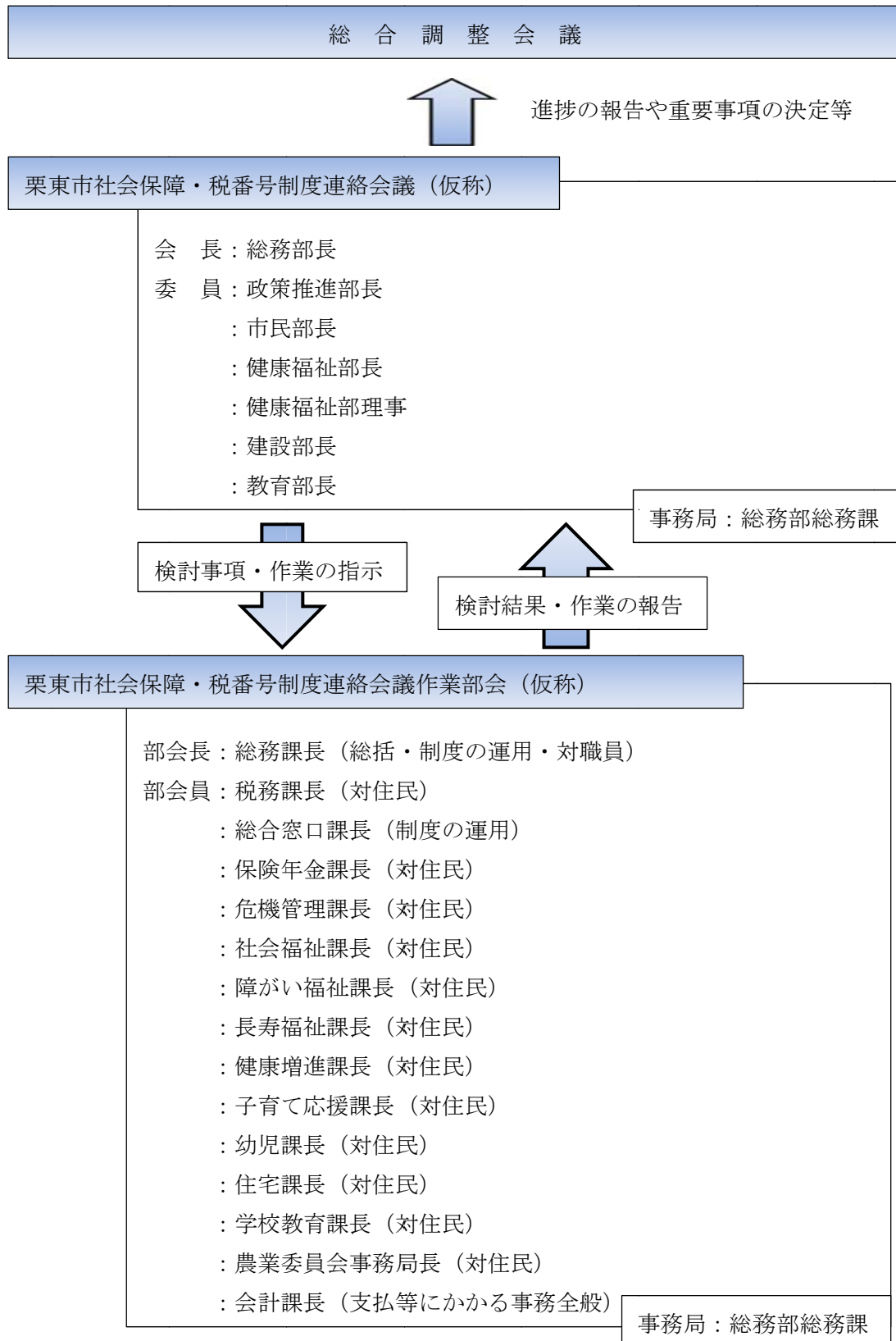
2013年 3 月 1 日 自公民による修正協議を踏まえ、マイナンバー関連 4 法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年 5 月 9 日 衆議院本会議においてマイナンバー関連 4 法案につき一部修正のうえ可決。

2013年 5 月24日 参議院本会議においてマイナンバー関連 4 法案が可決、成立。

2013年 5 月31日 マイナンバー関連 4 法が公布。

栗東市における社会保障・税番号制度推進体制（案）



各 担 当 の 事 務

【 番 号 制 度 管 理 】

- ・ 番号関係部署の総括
- ・ 進捗管理（情報提供・とりまとめ）
- ・ 国（内閣官房等）や県（情報政策課）との連絡調整 等

担当：総務課

【 番 号 制 度 の 運 用 】

- ・ 個人番号の付番、通知
- ・ 個人番号カードの配布
- ・ 個人情報保護条例の改正
- ・ 番号関連システムの改修、運用 等

担当：総務課・総合窓口課・独自システム運用課

【対住民（社会保障・税・防災）】

- ・ 年金の給付に関する事務
- ・ 児童扶養手当の支給に関する事務
- ・ 生活保護の決定、実施に関する事務
- ・ 保険料（税）の徴収に関する事務 等

担当：税務課・保険年金課・危機管理課・社会福祉課・障がい福祉課
長寿福祉課・健康増進課・子育て応援課・幼児課・住宅課
学校教育課・農業委員会事務局・（会計課）

【 対 職 員 】

- ・ 給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票への番号の付記
- ・ 地方職員共済等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等への番号の付記
- ・ 番号を取り扱う職員への研修等 等

担当：総務課・（会計課）

実 施 作 業 の 担 当 所 属

作 業 概 要	担当課（係）
番号制度導入に係る担当課の決定、組織体制の整備、関係課の洗い出し、総括	総務課（IT 推進係）
番号制度導入後の事務処理（データ）の流れ（利用連携）の検討	番号利用課 総合窓口課 総務課（情報処理係）
個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの交付	総合窓口課
番号を独自利用するための条例制定	番号利用課 総務課（行政係）
職員を使用する者としての給与支払等事務への対応等	総務課（給与福利厚生係） 会計課
特定個人情報保護評価（P I A）の実施	番号利用課 総務課（情報処理係）
個人情報保護条例の改正	総務課（情報公関係）
情報セキュリティ関連規程の改正	番号利用課 総務課（IT 推進係）
番号関連システムの設計・開発（改修）	番号利用課 総務課（情報処理係）
番号を取り扱う職員への研修等	番号利用課 総務課（職員活性係） 総務課（IT 推進係）
補助金申請（予算措置を含む）	番号利用課 総務課（情報処理係） 総務課（IT 推進係）

※これ以外の（事務）作業の担当については、作業部会で協議し、栗東市社会保障・税番号制度連絡会議に諮り、決定することとします。

栗東市社会保障・税番号制度連絡会議設置規程（案）

（設置）

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）の本市での円滑な導入を目的とし、栗東市社会保障・税番号制度連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会議は、番号制度に関して次に掲げる事項を処理する。

- （1）情報の共有に関すること。
- （2）導入に係る庁内の調整に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）会長 総務部長
- （2）委員 政策推進部長、市民部長、健康福祉部長、健康福祉部理事、建設部長、教育部長
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となり議事進行を行う。

- 2 会長は、必要に応じて、総合調整会議において、会議の内容の説明を行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は部会長と部会員をもって組織し、部会長及びその他の部会員は会長が指名する。
- 3 作業部会は、会長が指示した事項について、検討、調整等を行い、その内容を会長に報告する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会員は、事務局からの情報を自らの所属内に適切に伝達するとともに、所管する事

務と番号制度との関わり及び実施する作業内容についての理解に努め、指導的役割を担う。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理するため、総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 月 日から施行する。